

# 屋外広告物の正しい知識

## ルールを守って、美しい湖西市に!

無秩序な広告物の設置は街の景観を損ね、時には私たちに危害を及ぼすことがあります。こうしたことを防ぐため、屋外広告物について大きさ・高さなどのルールを設けています。屋外広告物を表示する方は、このルールを守り、美しい湖西市のまちづくりにご協力をお願いいたします。

## ご存じでしたか?

屋外に広告物を表示するには、設置場所・大きさ・高さなどの基準が「屋外広告物法」により定められており、一部を除いて許可が必要となります。

## 屋外広告物とは?

### ■屋外広告物の定義

屋外広告物法では「屋外広告物」を次の4つの要件をみたすものとして定義しています。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆(不特定多数の人)に表示されるもの
- ④ 看板・立看板・はり紙・はり札や広告塔・広告板・建物その他の工作物などに掲出・表示されたものやこれらに類するもの

※営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものであっても、これら4つの要件をすべて満たしているものであれば、その表示する内容の如何にかかわらず、「屋外広告物」に該当することになります。

### ■屋外広告物の種別

屋外広告物はその広告内容等により、原則的に大きく以下の3つに区分されます。

自家広告物	自己の氏名、名称、店名、商標、事業、事業内容を自己の住所、事務所、営業所、作業所へ表示する広告物
道標・案内図板等	店名等に加え、矢印又は案内図等が表示されている広告物
一般広告物	上記以外の広告物

## ❖ 屋外広告物規制地域

湖西市では、静岡県屋外広告物条例により、市内の下記の地域を4つの規制地域に区分し、屋外広告物の規制を行っています。規制地域内に広告物を表示するには、原則として湖西市長の許可が必要です。(許可不要の広告物については、❖ **許可申請不要の広告物** をご覧下さい。)また、その広告物は条例で定められた基準に適合するものでなければなりません。(個別基準については ❖ **許可の個別基準** をご覧ください。)

### 1. 特別規制地域

この地域は基準に適合し、許可を受けた自家広告物や道標・案内図板などの適用除外のものを除き、原則的には、広告物が表示できない地域です。

**第1種特別規制地域**

**第2種特別規制地域**

### 2. 普通規制地域

この地域は基準に適合し、許可を受けた広告物が掲出できます。

**第1種普通規制地域**

**第2種普通規制地域**

※詳細については、裏面の規制図をご覧ください。

## ❖ 許可申請不要の広告物

次の場合等では、許可申請が不要となります。

■ 自家広告物のうち一事業所当たりの表示面積の合計が下記のもの

**特別規制地域(第1種・第2種)に表示する場合** 5㎡以内の場合

**普通規制地域(第1種)に表示する場合** 10㎡以内の場合

**普通規制地域(第2種)に表示する場合** 20㎡以内の場合

- 道路標識など法令の規定により表示するもの
- 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示するもので、基準に適合するもの
- 公職選挙法による選挙運動のためのポスター、立札等
- 工事現場の板塀等に表示されるもので、基準に適合するもの
- 冠婚葬祭のため、一時的に表示するもの
- 催事等のため、その会場敷地内に表示するもの
- 自治会等が設置する掲示板で規則に適合するもの、及びこれに表示するもの



## ■掲出できるもの及び、許可申請が必要なもの

規制地域 区分	自家広告物				道標・案内 図板等	一般広告物
	一事業所、営業所当たりの表示面積の合計					
	5㎡以内	10㎡以内	20㎡以内	20㎡超		
特別 規制 地域	第1種	掲出可 許可申請不要	掲出可 許可申請必要		掲出可 許可申請必要	掲出不可
	第2種	掲出可 許可申請不要	掲出可 許可申請必要		掲出可 許可申請必要	掲出不可
普通 規制 地域	第1種	掲出可 許可申請不要		掲出可 許可申請必要	掲出可 許可申請必要	掲出可 許可申請必要
	第2種	掲出可 許可申請不要		掲出可 許可申請必要	掲出可 許可申請必要	掲出可 許可申請必要

## ● 禁止物件

次の物件等には、原則として広告物を表示できません。

- 橋 ● トンネル ● 高架構造物 ● 分離帯 ● 地下道昇降口の上屋 ● 石垣 ● 擁壁 ● 街路樹
- 信号機 ● 道路標識 ● 道路上のさく ● 消火栓 ● 郵便ポスト ● 電話ボックス ● 送電塔 ● 煙突
- ガスタンク ● 道路の路面など
- 電柱、街灯柱、消火栓標識柱への、はり紙・はり札・立看板

## ● 禁止広告物

次の広告物は表示できません。

- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- 信号機、道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるもの
- 交通の安全を阻害するもの

## ● 屋外広告物許可申請の手続き

許可が必要な広告物を表示する場合は、設置工事等開始前に事前相談のうえ、許可申請の手続きをお願いします。また、申請に際しては広告物の表示面積等に応じて許可申請手数料がかかります。許可の有効期限は通常2年以内です。許可期間経過後も引き続き表示する場合は、更新の手続きが必要です。手続き等の詳細につきましては、湖西市役所までお問い合わせください。

# 許可の個別基準

## 許可基準

### 特別規制地域

自家広告物	野立のもの	広告塔	・高さ10m以下(1特)、15m以下(2特)、表示面積(1面)30㎡以内
		広告板	・高さ5m以下、表示面積(合計)30㎡以内
建築物、工作物等を利用するもの	建築物、工作物等を利用するもの	屋上に設置するもの	・高さは建築物の高さの2/3以下でかつ5m以下(1特)、10m以下(2特) ・建築物の壁面から突き出ないものであること ・木造建築物の棟の上には設置しないものであること
		壁面から突き出すもの	・表示面積(1面)20㎡以内、外壁からの出幅は1.5m以下 ・下端は歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7m以上 ・上端は壁面を越えないものであること
		壁面を利用するもの	・表示面積 壁面の1面の面積が300㎡未満(300㎡以上)の場合、壁面面積の1/5(1/10)以内。ただし、それが15㎡(60㎡)未満のときは15㎡(60㎡)まで可 ・壁面の端から突き出ないものであること ・窓その他の開口部を覆わないこと
		塀を利用するもの	・表示面積 塀の1面の面積が300㎡未満(300㎡以上)の場合、塀面積の1/5(1/10)以内。ただし、それが15㎡(60㎡)未満のときは15㎡(60㎡)まで可 ・塀の上端及び両側端から突き出ないものであること
道標・案内図板等	道標・案内図板等	1者の場合	・高さ5m以下、表示面積1面3㎡以内、合計6㎡以内
		5者以上の場合	・高さ5m以下、表示面積1面10㎡以内、合計20㎡以内

### 普通規制地域

野立のもの	道標・案内図板等	広告塔	・高さ15m以下、表示面積(1面)30㎡以内
		広告板	・高さ5m以下、表示面積(合計)30㎡以内
建築物、工作物等を利用するもの	建築物、工作物等を利用するもの	1者の場合	・高さ5m以下、表示面積1面5㎡以内、合計10㎡以内
		5者以上の場合	・高さ5m以下、表示面積1面15㎡以内、合計30㎡以内
		屋上に設置するもの	・高さは建築物の高さの2/3以下でかつ15m以下 ・建築物の壁面から突き出ないものであること ・木造建築物の棟の上には設置しないものであること
		壁面から突き出すもの	・表示面積(1面)20㎡以内 ・外壁からの出幅は1.5m以下 ・下端は歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7m以上 ・上端は壁面を越えないものであること
建築物、工作物等を利用するもの	建築物、工作物等を利用するもの	壁面を利用するもの	・表示面積(1普) 壁面の1面の面積が300㎡未満(300㎡以上)の場合、壁面面積の1/5(1/10)以内。ただし、それが15㎡(60㎡)未満のときは15㎡(60㎡)まで可
		塀を利用するもの	・表示面積(1普) 塀の1面の面積が300㎡未満(300㎡以上)の場合、塀の面積の1/5(1/10)以内。ただし、それが15㎡(60㎡)未満のときは15㎡(60㎡)まで可

注) 1特:第1種特別規制地域 2特:第2種特別規制地域 1普:第1種普通規制地域

※( )内数字は表示面積が300㎡以上の場合。

※主な基準を掲載してありますので、この他のもの及び詳細の基準については、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

湖西市役所都市計画課

〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268 Tel.[053]576-1693 Fax.[053]576-1897

E-mail:toshikei@city.kosai.shizuoka.jp